

総基料第219号  
平成15年11月13日

西日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 上野 至大 殿

総務省総合通信基盤局長  
有 富 寛 一 殿

帯域透過端末回線伝送機能（ドライカップ）に係る接続料  
の算定方法の見直しに関して講ずべき措置について

標記に関し、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（帯域透過端末回線伝送機能（ドライカップ）に係る接続料の算定方法の見直し）」（平成15年9月16日付け諮問第1102号）に対する情報通信審議会の答申（平成15年10月21日付け情審通第122号）において、別紙のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において措置を講じられたい。

記

利用動向を踏まえ、認可の日から1年を目途に、補正を行わない原価を用いて接続料を算定し、接続約款の変更申請を行うこと。

(答 申)

平成15年9月16日付け諮問第1102号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1. 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更については、次の点が確保された場合には、認可することが適当と認められる（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

本件申請は既に圧縮記帳が行われた資産に係る費用を原価に加えているが、このうち資本報酬分については、NTT東日本・西日本において現実が発生した費用ではないことから、これを除く原価に基づいた接続料とすること（考え方4）

2. なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添において対応する当審議会の考え方）。

NTT東日本・西日本においては、利用動向を踏まえ、認可の日から1年を目途に、補正を行わない原価を用いて接続料を算定し、接続約款の変更申請を行うこと（考え方3）

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する  
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方  
 (帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)に係る接続料の算定方法の見直し)(案)

| 意見  | 考え方  |
|---|--|
| <p>意見1 ドライカップの接続料の低減化に賛成し、早急に導入することを要望。</p> <p>○ ドライカップの算定方法変更が接続約款に盛り込まれたことに賛成<br/>       ・今回漸くドライカップの算定方法が、変更になり接続料金が低減化される内容で、NTT東西の接続約款変更案に盛り込まれたことに賛成いたします。このドライカップ接続料金の算出方法の適正化については、H14.1.31情報通信審議会以来の懸案事項であり、早急に導入することを要望いたします。(イー・アクセス)</p>  | <p>考え方1</p> <p>—</p>   |
| <p>意見2 本件申請は、接続料規則に係る審議会答申の考え方に反し、既に圧縮した資産に係る費用を原価に加えるものであり、適当ではない。</p> <p>○ 縮記帳分補正額について<br/>       圧縮記帳を行った資産分の金額は、NTT東西がすでに収入として得たものであり、実際に発生したコストから控除されるべきであるため、接続料原価に含めることは適当ではないと考えます。したがって、補正は必要ないと考えます。(イー・アクセス)</p> <p>○ 今回のNTT東西殿の申請は、接続料規則の一部を改正する省令を踏まえ、帯域透過端末回線伝送機能(ドライカップ)の接続について、算定方法を改めた内容であります。ドライカップの利用者の全てが加入電話等から移行した者でないことを前提に、既に圧縮台帳を行った資産に係る費用を当該費用の原価に加えて算定しているため、1回線あたり102円の施設設置負担金相当額が含まれた内容となっております。</p> <p>しかしながら、平成15年7月2日施行の総務省令では、あくまでも帯域透過端末回線伝送機能の利用において施設設置負担金を支払った者が多くを占めると想定されることから接続会計規則に基づくコストを総回線数で除して接続料を算定するとしており、弊社については総務省令の考え方に賛成しております。</p> <p>今回のNTT東西殿の申請は、既に支払いを完了している電話等にかかる施設設置負担金額の受入れ範囲内で当</p> | <p>考え方2</p> <p>本年7月に施行された「接続料規則の一部を改正する省令」の考え方は、接続会計の結果に基づきドライカップの原価を算定するというものである。</p> <p>他方、本件申請においては、接続会計に基づくコストに、既に圧縮記帳を行った資産を仮に圧縮しなかった場合に発生するコストを加えて原価を算定している。</p> <p>このような原価の補正は接続料規則第7条及び第8条の規定に則ったものではないが、同規則第3条ただし書きにおいて「(機能ごとの接続料に関して)特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる」とされており、NTT東日本・西日本から、本件申請に併せて、同規定に基づく許可申請がなされているところである。</p> <p>同申請は、「直ちに当該機能を用いたサービスの利用者の全てが加入電話等から移行した者となる訳ではないことから原価の補正を行う」という内容であり、省令は「今後、施設設置負担金を支払った者がドライカップの利用に移行するケースが増加すると予想される」ことを前提としているが、現段階においてそのような移行がまだ発生していないことから、「特別な理由」に基づく暫定的な措置として認められるものである(資本報酬については考</p> |

年に取得した市内線路設備の資産額として、減価償却費、固定資産除却損及び正味試算額を算定し原価に加算していることから、平成 15 年 7 月 2 日施行の総務省令に反して、未だ施設設置負担金の支払い有無に着目して算定するという概念が残留しておりますが、元々加入電話契約における料金体系である施設設置負担金の考え方をドライカップに適用することが不適切でありドライカップの原価については圧縮分を補正する前の料金が適正な原価であるべきだと考えます。(鷹山)

- ドライカップの接続料については、ドライカップの利用形態は多くの場合、施設設置負担金を支払っている加入電話と I S D N から D S L + I P 電話サービスへの移行と考えられていることから、「既に施設設置負担金によって負担された額を除いた第一種指定端末系伝送路設備の原価を単純に総回線数で除すことによって算定することが適当である。」との情報通信審議会の答申に基づき、接続料規則の改定が行われています。

今回の NTT 東西の接続約款変更案は、本答申の考え方に反して、施設設置負担金に相当する金額を原価に加えるものであり、変更案に反対します。(SSB)

え方 4 参照)。

意見 3 本件申請を認可する場合でも、原価の補正について、今後継続的に採用されないことがないよう、期限を設定する等の措置を講じるべき。

- 本申請については、現行料金と比較して低廉なドライカップの料金を早急に適用することが強く望まれることから、基本的には当面の措置として認可することが適当と考えますが、その場合でも、早期に 102 円の料金格差が解消されるよう、何らかの措置を講じることにについてご勘案いただきたくお願いいたします。例えば、このような補正を時限的なものとすることや、利用動向を調査することによりドライカップの利用者の 1/2 以上が加入電話等から移行した者であることが判明した場合には同補正をなくすことが考えられます。

いずれにせよ、電気通信事業者としては、利用者の利便性に寄与することが最大の目的であり、102 円の料金格差の早期解消及び今後も更なる回線費用の低減に向けて NTT 東西殿の経営努力によるコスト削減を図っていただくことを希望いたします。(鷹山)

- しかしながら、現時点において今後のドライカップの利用者数と施設設置負担金を支払った者の割合を正確に

考え方 3

原価の補正に関する基本的な考え方は考え方 2 のとおりであり、暫定的な措置として直ちに否定されるものではない。

しかしながら、本件申請に係る認可の後、施設設置負担金を支払った者がドライカップの利用に移行するケースが増加する状況となった場合には、速やかに本来の省令における考え方に基づき、原価から「既に圧縮記帳を行った資産を仮に圧縮しなかった場合に発生するコスト」を除くことが適当である。

具体的には、NTT 東日本・西日本においては、利用動向を踏まえ、認可の日から 1 年を目途に、補正を行わない原価を用いて接続料を算定し、接続約款の変更申請を行うことが適当である。

|  |   |
|--|---|
| <p>把握することが困難である等の理由により、仮に変更案を認可するのであれば、施設設置負担金に相当する金額を原価に加える方法について、今後継続的に採用されることがないように、期限を設定する等の措置を要望します。(SBB)</p> <p>○ ドライカップの接続料金はさらなる低廉化を行うべきしかしながら、今回の変更(案)では、以下の点が未だ不十分であると考えますので、今後引き続き、低廉化のための見直しが必要と考えます。(イー・アクセス)</p> <p>○ 一方、施設設置負担金を既に支払っているドライカップユーザについては、二重負担の問題を解決しておらず、また IP 電話の普及等で施設設置負担金を支払ったユーザがドライカップを利用する割合が今後さらに高くなると推定できますので、圧縮記帳分補正額自体の扱いはいうまでもなく、NTT 東西による過剰なコスト積上げになっていないかの検証が必要です。</p> <p>また、この検証は平成 15 年度末までに行うなどの期限の設定が必要です。(イー・アクセス)</p> |   |
| <p>意見 4 原価から資本報酬のコストを除くべき。</p> <p>○ 具体的な算定方法については、本件申請が、「既に圧縮記帳を行った資産を仮に圧縮しなかった場合に平成 13 年度に発生するコストを加えて、原価を算定」しているのは理解できるのですが、その場合に、資本報酬まで加えることが必要かについては議論があるのではないかと思います。弊社としては、原価から資本報酬のコストを除くべきではないかとの意見を申し述べます。(鷹山)</p>  | <p>考え方 4</p> <p>減価償却費及び除却損については、現実発生した端末伝送路設備の建設費を利用者が施設設置負担金として負担したのについて年経費化したものであり原価に含めることは認められるが、資本報酬については、NTT 東西において現実に発生した費用ではないことから、原価に含めることは適当でない。</p> <p>したがって、これを除く原価に基づいた接続料とすることが適当であり、本件申請については、この点が確保された場合には、認可することが適当である。</p> |
| <p>意見 5 光とメタルの区分方法については詳細な検討が必要。</p> <p>○ 「メタル設備のみを用いる加入者回線の 1 回線あたりのコスト」の原価について</p> <p>原価を光とメタルケーブルに区分する方法によっては、メタル設備の原価は大きく変動するため、光とメタルの区分方法については詳細な検討が必要と考えます。(イー・アクセス)</p>   | <p>考え方 5</p> <p>本件申請の原価のうち接続会計に基づく部分については、端末回線に係る総費用から直接把握又は適切な配賦基準を用いて、全てメタル回線で構成される端末回線の費用を分計した結果である。また、本年 2 月 14 日付けで認可された平成 14 年度接続料の再計算において用いられたものである。</p>   |

|   |  |
|---|--|
| <p>意見6 この改正規定の適用は平成15年度当初まで遡及適用すべき。</p> <p>○ その他<br/>         前述したとおり、ドライカップ料金の算定方法の見直しについては、2年越しでの案件であり本来はもっと以前に導入されるべきであったこと、及び従来の算定方法が過剰なコスト積上げであったことを鑑みて、適用日については遅くとも平成15年度からの遡及精算対象にするなどの特別な処置が必要と考えます。(イー・アクセス)</p> | <p>考え方6</p> <p>意見にあるとおり、本件は、平成14年1月に問題点が指摘されてから、約2年間が経過している。しかしながら、その間当審議会において省令改正等様々な議論が行われてきた訳であり、本件申請はその成果であると考えられる。<br/>         一般的には約款の改正は認可の日から施行されるものであり、本件において扱いを異なるものとする理由は認められない。</p> |
| <p>意見7 ドライカップ回線をPHS基地局回線の代わりに使えるよう要望する。</p> <p>○ また、帯域透過端末回線伝送機能については、基地局設備からNTT東西殿のGC局設備又は自前設備との間の端末回線伝送路区間においても、その適用を可能とすることを併せてご勘案いただきたくお願い申し上げます。(鷹山)</p>   | <p>考え方7</p> <p>ドライカップをどのような用途に用いるかは接続事業者の判断であり、ドライカップをPHSの基地局とNTT東日本・西日本のGC局(MDF)との間の伝送路として用いることを妨げる理由は存在しない。したがって、NTT東日本・西日本においては、ドライカップの適用を柔軟なものとして運用することが適当である。</p>                           |